

第6章 各分野に共通する施策の推進

第1節 環境に配慮した事業活動の推進

1 環境に配慮した企業活動の促進

(1) 公害防止協定^{*1}【環境政策課】

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入検査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は昭和60年ごろから増加しており、平成31年1月末現在で計71事業所となっています。

また、多くの市町においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、平成30年3月末現在、13市町432件となっています。

(2) 環境協定の締結【環境政策課】

県では、地球温暖化防止をはじめとした環境保全に向けた取組みを一層推進するため、環境活動に熱心な県内事業所と「環境協定」を締結しています。

平成30年12月現在、スキージャム勝山、敦賀信用金庫、北陸コカ・コーラボトリング（株）福井支店、一般社団法人日本自動車連盟福井支部、福井県民生活協同組合、（株）サンキュー、あいおいニッセイ同和損保㈱、株式会社ユアーズホテルフクイ、福井貨物自動車株式会社の9事業所と協定を締結しています。

締結事業所は、自販機のメッセージボードを利用した環境情報の発信、エコドライブの推進や講習会の実施、省エネ家電の普及促進、リサイクルステーションの設置、地場産食材を利用したメニューの提供、自社媒体へのロゴマーク掲示による「LOVE・アース・ふくい」の普及啓発への協力など、それぞれの事業内容に応じた環境活動を展開していただいています。

県では、締結事業所の活動を積極的に広報することにより、県内事業所の環境配慮の取組みの一層の促進を図っています。

^{*1}公害防止協定：公害防止の一手法として地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定をいいます。公害防止協定は、地域に応じた公害防止の目標値の設定や具体的な公害対策の明示ができるなど、法令に基づく規制を補完する性格があります。

(3) 環境マネジメントシステム【環境政策課】

① 県内の環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを環境マネジメントといい、このための工場や事業所内の体制、手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムといいます。

環境マネジメントシステムには、国際規格であるISO14001のほか、中小零細企業等を対象とした簡易な環境マネジメントシステムとして、エコアクション21があります。平成16年10月から、「エコアクション21ガイドライン」に基づき、このシステムの認証制度の運用が開始されました。県内においても、エコアクション21地域事務局が平成17年4月に福井市内に開設され、認証・登録などの事務を行っています。

② 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年4月に本庁舎等において環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。さらに、平成15年11月には出先機関等に対象を拡大して認証を更新し、県自らの活動および施策の策定・実施に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成18年度からは、環境マネジメントシステムの見直しを行い、新たな認証登録を行わず、県の行政

機構にふさわしい効率的なシステムに移行しています。新しいシステムは、省エネを中心としたエコオフィス活動に重点化し、部局ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

平成29年度実績は、ガソリン使用量、地下水使用量、複写用紙使用量、不燃ごみ廃棄量以外の項目は、平成30年2月福井豪雪等の影響を受け、すべて増加する結果となりました。平成29年度のエコオフィス活動における運用結果は、表6-1-1のとおりです。

また、取組みの結果は、外部の専門家を交えた審査委員会で評価を受け、そのプロセスを含め公表するなど、システムの強化を図っています。

③ 県内事業者等へのISO14001認証取得等の支援

県内事業者等へのISO14001の認証取得を促進するため、環境アドバイザーの派遣を引き続き行うとともに、県が発注する建設工事等の入札参加資格審査ではISO14001やエコアクション21の認証取得について考慮することとしています。

また、県内のISO14001の認証を取得した事業所等で構成する福井県環境ISOネットワークが平成13年11月に設立され、平成21年度に環境ふくい推進協議会（後述）に統合されていますが、この組織では、関係情報の提供や見学会、講演会等を通して資質の向上を図りつつ、環境改善に向けたより一層の取組みを推進しています。

表6-1-1 エコオフィス活動に係る実績

項 目		平成28年度実績	平成29年度	
			実 績	対前年比
公用車燃料使用量	ガソリン	500.6 (千 m^3)	482.4 (千 m^3)	3.6 %削減
	軽油	132.4 (千 m^3)	136.4 (千 m^3)	3.0 %増加
燃料使用量	灯油	1,554.3 (kl)	1,617.7 (kl)	4.1 %増加
	A重油	4,401.7 (kl)	4,587.9 (kl)	4.2 %増加
	LPG	30.2 (千 m^3)	31.4 (千 m^3)	4.2 %増加
	都市ガス	304.9 (千 m^3)	325.9 (千 m^3)	6.9 %増加
電気使用量		88,935.9 (千 kwh)	91,365.5 (千 kWh)	2.7 %増加
水使用量	上水道	662.7 (千 m^3)	673.3 (千 m^3)	1.6 %増加
	地下水	1,335.1 (千 m^3)	1,244.4 (千 m^3)	6.8 %削減
複写用紙使用量		374.3 (t)	372.5 (t)	0.5 %削減
可燃ごみ廃棄量		720.0 (t)	741.1 (t)	2.9 %増加
不燃ごみ廃棄量		143.7 (t)	130.6 (t)	9.1 %削減

(注1) 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学、警察本部を除く。）

(注2) 数値は小数点第2位で四捨五入して表示しています

◆第2部 分野別施策の実施状況

(4) 環境配慮した公共事業等の推進【農村振興課、土木管理課】

県では、公共工事を行う場合、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の事業の計画段階については、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会^{*1}を開催し、多方面の検討を行っています。

平成29年度では、11事業について検討を行い、環境にやさしい方法で今後の事業を実施することとしています。

事例として、平成29年度に当委員会に報告された「経営体育成基盤整備事業 あわら市細呂本地区」について、施工段階における環境配慮事項を次に記載します。



掘削した水田表土の再利用
(田面植物復帰後の生育環境保全)

①事業の概要

本地区は北潟湖に注ぐ二級河川観音川の右岸側に広がる水田地域で、昭和40～50年代に10～30ha区画を基準に整理が行われていますが、農業用施設の老朽化が著しく、農地も小区画であり湿田状態となっています。そこで、本事業により、ほ場の大区画化や道路の拡幅、用排水施設の更新を図るとともに、暗渠排水を施工することで、農地の集積、担い手育成を推進し、高生産性農業の確立を図ります。



土砂だまりの設置
(水生生物の生息場所確保)

②野生生物への配慮

ほ場の整備にあたり、搬入土は基盤に使用し、掘削した水田表土は元の場所に再利用しました。

水路の整備にあたり、ホタルの生息が確認されたところは、保全対策として一部排水路を現況のまま残しました。また、合流桝では泥溜まり等を設置するなど、魚類等の生息場所の整備を行いました。

ため池堤体の補修にあたり、トンボの希少種が確認されたため、ヤゴの生態に配慮し、水生植物等を保護するよう、配管で散水しながら施工を行いました。



ため池水抜き後の散水
(水生植物等の保護)

^{*1} 環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係課および環境関係課等機関で組織されました。

2 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

(1) 環境影響評価

①環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行い、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段です。

国においては、環境影響評価法などに基づき、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響評価条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

②環境影響評価の実施状況

平成29年度は、環境影響評価の審査はありませんでした。

表6-1-2 環境影響評価等審査件数の推移

年 度	25	26	27	28	29
環境影響評価法	(1)	0	0	0	0
環境影響評価条例	0	0	0	0	0
個別法	公有水面埋立	0	0	0	0
合 計	(1)	0	0	0	0

(注) () は前年度と同一事業の継続審査分

③環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>

(2) 環境保全の事前審査

許認可等において、県が関与する様々な手続きに際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

①許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続きに際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

②計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

表6-1-3 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（平成29年度）

許認可等に際しての 環境配慮	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事業者等への教示	61
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事業者等への教示	7
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事業者等への教示	5
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事業者等への教示	3
	・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事業者等への教示	22
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事業者等への教示	1
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事業者等への教示	8
	・鉱業法に基づく出願に係る事業者等への教示	2
小 計		109
計画策定等に係る 環境配慮	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の計画段階に係る協議	2
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の中間報告に係る協議	4
	小 計	6
合 計		115

3 適正な土地利用の推進

(1) 土地利用の適正化

①土地利用の現況【土木管理課】

平成29年度に実施した土地利用現況把握調査の結果では、平成28年の県土の利用状況は、森林74.5%、農用地9.7%、宅地4.5%です。

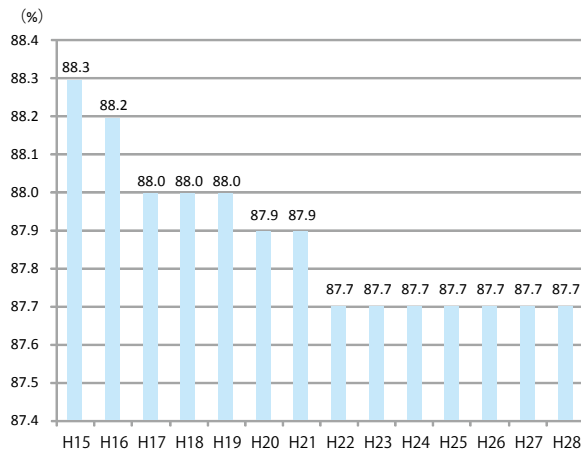


図6-1-4 自然的土地面積の対県土面積割合推移

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約87.7%を占めており、平成28年は前年と同じでした。

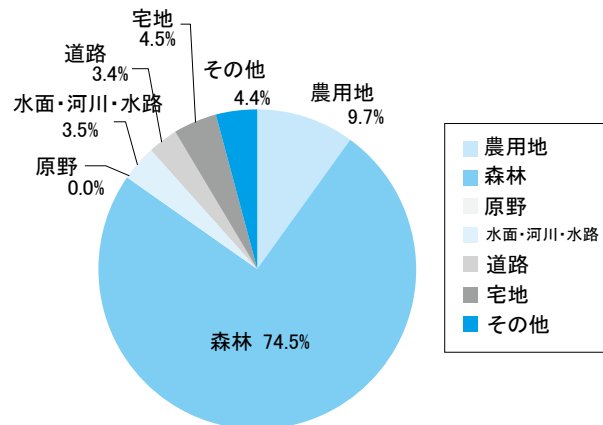


図6-1-5 県土の土地利用構成(平成28年)

②国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、地域農業課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定め、また土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき、様々な土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

ア 国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

イ 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)を基本とし、5地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域)について、土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域自然保全地域の特別地区が重複する場合は、自

然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後、おおむね毎年変更しています。

ウ 土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模(市街化区域2,000㎡、その他の都市計画区域5,000㎡、都市計画区域外10,000㎡)以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならなくなっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や、著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

平成29年は50件の届出があり、市町別では福井市が最も多く26件、次いで坂井市が5件でした。利用目的別では、その他(資産保有など)が23件、住宅

施設、生産施設が7件となっています。地目別では、山林18件、宅地17件、田畑9件などでした。

平成30年上半期における事後届出の件数は16件で、市町別では、福井市4件、坂井市3件などとなっています。利用目的別ではその他が最も多く5件で、次いで商業施設が4件となっています。地目別届出では宅地が8件となっています。

エ 遊休土地の利用促進

事後届出をした土地の所有者などが、取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合に、有効な土地利用が必要と認められたとき、知事は、その土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、平成29年は、遊休土地はありませんでした。

オ 規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、平成29年は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

カ 農業振興地域の整備に関する法律および農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施行された土地等を農用地区域として位置付け、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事（知事の権限移譲を受けた市町を含む。）または農林水産大臣が指定する市町の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

キ 地価調査の実施

一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

平成30年は、7月1日を基準日として、基準地214地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年と比較して全用途で▲1.7%となり、住宅地は▲1.8%、商業地は▲1.7%と、下落傾向で推移しました。

ク 土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレット、冊子の配布などを行いました。

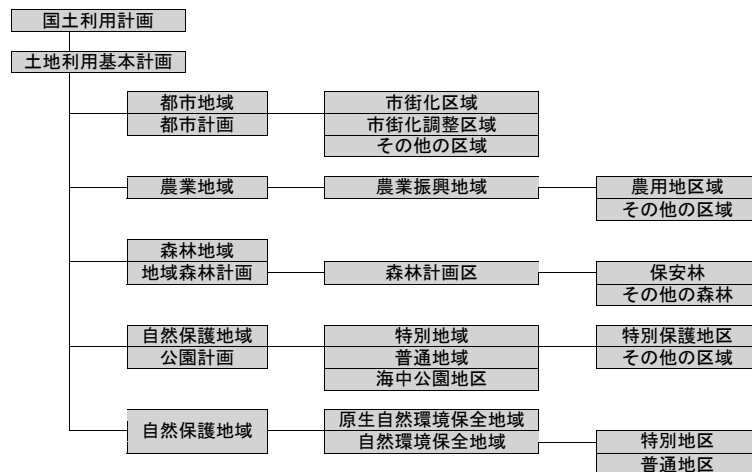


図6-1-6 土地利用計画の概要図

③都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があることなどから、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン^{*2}」という。）」と、都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン^{*3}」があり、これらの都市計画に関するマスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

本県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行していく中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいや潤いを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画に関するマスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

例えば、「区域区分」という都市計画の制度があります。これは都市計画区域を、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」区分するものであり、県内では福井都市計画区域に適用されています。

また、「地域地区」という制度では、都市計画区域内における土地の利用を計画的に行うため、建物の用途・形態、土地の区画形質の変更などの適正な制限のもとに、居住環境の保全、商業・工業などの利便増進、災害・公害の予防など、良好な都市環境の確保を図るために用途地域等を定めており、県内都市計画区域を有する14市町すべてに適用されています。また、その他用途地域を補完する地区として、特別用途地区^{*4}、防火地域^{*5}および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。

この地区計画は、5市2町の29地区で適用されています。また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域^{*6}制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1区域が指定されています（数字は、平成30年11月末時点のもの）。

^{*1}都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2}都市計画区域マスタープラン：すべての都市計画区域で、平成16年5月に策定、平成26年2月に改定されています。

^{*3}市町都市計画マスタープラン：9市4町で策定されています。

^{*4}特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では8市で14地区定められています。

^{*5}防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では、防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

^{*6}準都市計画区域：そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生ずるおそれがあると認められる区域において指定します。